

療養介護及び医療型障害児入所施設に係る利用申込及び情報提供に係る取扱要領

1 目的

療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び医療型障害児入所施設（児童福祉法）の利用希望者（以下「利用希望者」という。）の、サービス選択等に資するため、施設利用申込等の手順を示すとともに、施設の利用状況や待機状況等についての情報の収集及び提供を行うものである。

※ 平成24年4月1日施行の児童福祉法の一部改正により、重症心身障害児施設・肢体不自由児施設が年齢に応じ、「療養介護」（原則18歳以上の者）と「医療型入所支援」（18歳未満の者）の2つサービスを一体的に運用することとされたため、要領を別途制定するものである。

2 対象サービス（施設）

療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）と医療型障害児入所施設（児童福祉法）

【旧重症心身障害児施設、旧肢体不自由児施設】

3 利用希望者に関する事務の流れ

(1) 利用申込連絡票の交付

①療養介護（18歳以上）の場合

市町村は、療養介護の利用希望があった場合は、療養介護サービスの対象者であるか否かの確認を行い（確認方法については別添参照）、当該サービスの利用が適当と認める場合は、本取扱いの趣旨を説明し、利用希望の事業所毎に利用申込連絡票（様式1）（以下「連絡票」という。）を作成の上、利用希望者に交付する。

②医療型障害児入所施設（18歳未満）の場合

児童相談所は、医療型障害児入所施設の利用希望があり、施設利用が適当と認める場合は、本取扱いの趣旨を説明し、利用希望の事業所毎に利用申込連絡票（様式1）（以下「連絡票」という。）を作成の上、利用希望者に交付する。

※①、②ともに施設が連絡票を受け付けた時点で利用待機者になることを説明する。

(2) 利用希望者は、連絡票を示して希望する事業所に利用の申込を行う。（複数の事業所への申込も可能）

(3) 事業所は、利用申込を受け付けた場合、その日を利用申込日として、写しを当該児童相談所又は市町村（以下「児童相談所等」という。）に送付したうえ、利用申込受付名簿（様式2）を作成し管理する。

また、事業所は、利用申込を受け付けた場合、待機者の名簿を一元的に管理する観点から、中央児童相談所へも、様式1の写しを送付するものとする。

(4) 児童相談所等は、利用希望者が自ら申し込んだ事業所のサービスが利用可能な場合はすみやかに支給（給付）決定の手続きを行う。利用希望者が複数の事業所に利用申込をしている場合は、利用しない見込みの事業所に連絡するものとする。

(5) 事業所は、児童相談所等及び利用希望者から利用待機順位についての問い合わせがあった場合には、誠実に対応するものとする。

4 利用及び待機状況の報告及び情報提供

(1) 待機状況の変更の報告等

児童相談所等は、利用者が事業所利用の申込を取り下げたとき、又は、複数の事業所の待機となっている場合で、事業所の利用を開始するなど、待機状況の変化があったときは、必要事項を連絡票（様式1）に記入し、写しを該当事業所へ送付する。

また、待機状況の変化を事業所が先に把握をした場合はすみやかに児童相談所等に報告する。
※状況が変化した場合は、上記3（3）同様、変化した内容を事業所から中央児童相談所へ報告する。

（2）入退所の報告等

① 事業所は、利用者の入退所等に伴う利用契約を締結・変更した場合、利用契約の締結日及び終了日など利用契約内容について、その都度、入退所報告書（様式3）を作成し、支給（給付）決定を行っている児童相談所等に送付する。

② 給付決定を行っている児童相談所は、入退所報告書の写しを関係市町村（市は福祉事務所、町村については町村及び県民局とする。）に送付する。

（3）事業所は、毎月、入退所及び待機者報告書（様式4）を作成し、翌月5日までに、中央児童相談所に送付する。

（4）中央児童相談所は、利用状況や待機情報等においてホームページに掲載し、広く県民に情報を提供する。

5 準用

県外からの利用希望者についても本要領による取り扱いを準用するものである。

6 その他

本要領は、平成24年4月1日より適用する。